



共生

黒木隆之 書

2018年4月

第 27 号

改正社会福祉法で定められた理念とは

鹿児島県社会福祉法人経営者協議会
会長 久木元 司



わが国の社会福祉は、少子高齢社会の到来とともに様々な課題を抱えながらも福祉改革を相次いで行い整備されてきた。とりわけ、需要と供給のアンバランスやサービス給付システム、利用者負担の在り方などが大きな課題としてのしかかり、社会福祉法改正や介護保険法の施行を契機に福祉制度の転換が図られることになった。

社会福祉事業法が社会福祉法に改正されたのが平成12年である。この年は、同時に介護保険法の施行や成年後見制度をはじめとする新たな権利擁護システムの導入等、老人介護福祉分野を中心に利用システムの在り方や利用者負担の在り方等が「措置から契約へ」へ変わり、ケアマネジメントの手法が取り入れられるなど、集団的ケアから個別ケアへの転換等を含め、福祉政策の大転換が図られた時期である。

この社会福祉法のコンセプトは、契約に基づくサービス、自己決定の尊重、サービスの選択、事業者との対等な関係、利用者本位のサービスというものであった。それを具現化する上で、サービスの質の向上、情報公開、福祉サービスの第三者評価、苦情解決制度などシステム整備が行われた。要するに戦後から50年行われてきた措置制度が、財政構造を含めて根底から改められたと言えよう。

社会福祉法施行から多くの時間が経過した中、今一度これらコンセプトや制度システムを確認する意味からもこの改革の意図を検証し、今後の福祉サービスの在り方についても議論をしていかなければならない時期に来ていると考えている。

福祉現場において、この数年の変化は、これまでにないスピードで変化を遂げた時期であったといえよう。社会福祉法の施行以来、老人福祉分野において、介護保険制度が同時スタートし、障害福祉分野においても支援費制度から障害者自立支援法の施行と契約化が進んでいった。

さらに官から民への流れの中、福祉サービスの供給量拡大を図る意味から規制緩和が図られ、株式会社等営利企業、特定非営利活動法人等の新たな供給主体の福祉事業への参入も相次ぐことになる。

とりわけ注目される点は、基本理念の転換であろう。社会福祉の目的は弱者保護の視点でなく、自立支援の視点であるとした点が強くなったことである。この自立支援を実現するため、サービス利用者は十分な情報を自ら理解できる方法を受けた上で、サービス選択(自己決定)する権利を有すると解されることになった。まさに利用者本位(user centered services)への転換が図られることになった。

今般の報酬改定の議論を見ていると福祉サービスの質について様々な議論があった。質の良いサービスについて報酬上高く位置付けられないか、質の悪いサービスについては報酬上ペナルティが科せられないかなどの意見が数多く出された。その背景には一部の営利を目的とした提供主体において、収益を前提に利用者本位の理念を掲げる社会福祉法の趣旨から逸脱しているケースがあることを認識しておく必要がある。

第3回県社会福祉法人経営者セミナー終了報告

<都道府県経営協セミナー（後期）>



平成29年度第3回県社会福祉法人経営者セミナーを、平成30年2月22日(木)に178名参加のもと鹿児島市内のホテルで開催いたしました。

今回のセミナーは、当初の年間事業計画には入っていませんでしたが、全国経営協との共催により、今後の社会福祉法人の経営に関する全国経営協の考え方と各法人が具体的に取る方策について理解を深め、報酬改定や生活困窮者自立支援法の見直しなど社会福祉法人を取り巻く最新の制度動向のポイントを解説し、時代を先取りした法人経営に資するよう最新の情報提供を行うとともに、本県で来年度事業実施に向けて進めている「地域における公益的な取組」について、より積極的に取り組んでいくための手掛かりとなるように解説と実践発表を行うことを目的として開催いたしました。

はじめに、全国経営協 地域共生社会推進委員会委員長 浦野正男氏から「ここで差がつく！明日からの社会福祉法人経営～伝えたい3つのこと～」と題して、社会福祉法人を取り巻く状況、内部留保の明確化と経営強化に活かす中期経営計画、「地域における公益的な取組」の実施から地域共生社会実現への道筋、地域に信頼される戦略的な広報と人材確保策等について講義がありました。引き続き、全国経営協事務局職員から「時代を先取りした最新情報をキャッチ」と題して、社会福祉法人を取り巻く制度動向、社会福祉法人指導監査の見直しのポイント、法人組織経営で特に注意したい事項等について詳しく説明していただきました。最後に全国経営協 制度・政策委員会専門委員の梅野高明氏による「明日からこれで取り組める！地域における公益的な取組の極意を教えます」と題して、地域における公益的な取組とは、地域公益事業との違い、地域における公益的な取組のポイントとより一層の見える化等について具体的に解説していただきました。この後、本県の社会福祉法人「南恵会」理事長で「かごしまおもいやりネットワーク事業」作業部会長でもある 吉留康洋氏から「公益的な取り組み」というテーマで、公益事業の取り組みや「徳之島くらし・しごとサポートセンター」で行っている生活困窮者自立支援事業等について事例を示して具体的に実践発表していただきました。次に、社会福祉法人「輪光福祉会」輪光無量寿園訪問介護事業所主任 広山りえ氏から、「地域に根ざしたサービスの実施（介護保険外事業）『げんき』」というテーマで、社会福祉法人としての事業概要と経営理念、支援の概要と事例、実施する上での課題等について分かりやすく実践発表をしていただきました。

本県経営協では、30年度実施に向けて作業部会を中心に取り組んでいる中、大変有意義な講演となりました。なお、事例発表をしていただいたお二人には、お忙しい中本当にありがとうございました。



平成29年度 保育部会研修会終了報告

平成29年度に設置しました保育部会による第1回の研修会が、平成30年1月19日(金)に56名参加のもと鹿児島市内のホテルで開催されました。

研修会では、「保育士等処遇改善によるキャリアパスの活用と保育運営～保育運営向上につながる保育人材の育成～」と題して、社会福祉法人わかば福祉会理事長で、全国保育協議会副会長の小島伸也氏による講演と、グループ討議の後に指導講義がありました。

社会福祉法人をめぐる厳しい状況下にあって、処遇改善によるキャリアパスの活用と保育運営について、幅広い見識と最新の情報に基づいた講演や教示、指導に、研修会に参加した法人経営者や保育士の方々は熱心に聴き入り、感銘を受け、指導講義では意見交換も活発に行われました。



社会福祉法人・施設の指導監査等に関する意見交換会を開催

県保健福祉部長(関係課長出席)と経営者協議会会長・副会長が、社会福祉法人・施設の指導監査等について、「意見交換会」を県庁保健福祉部会議室で平成30年2月9日(金)に開催しました。

県から「平成28年度社会福祉法人等指導監査結果の概要」について説明の後、意見交換を行いました。

意見交換は、経営協会員法人から回答をいただきました「指導監査に関するアンケート」に基づき、福祉関係各種別協議会の代表である久木元経営協会会長をはじめ3名の副会長から、各施設での現状を踏まえた質問や要望を伝えることができました。

県からは、新しく制定された「社会福祉法人指導監査実施要綱」並びに「指導監査ガイドライン」に基づき、適切な指導監査の実施と、所轄庁の指導が地域により異なることのないよう、所轄庁への指導を図る旨の回答がありました。

「平成28年度社会福祉法人等指導監査結果の概要」については、平成30年度総会資料(平成30年5月14日開催)にて、皆様方にご報告いたします。



第2回「かごしまおもいやりネットワーク事業」検討委員会が開催

～平成30年7月からの事業開始を目指して～

鹿児島県社会福祉法人経営者協議会が行う「地域における公益的な取組」としての「かごしまおもいやりネットワーク事業」について、その内容の検討と指導助言を行うため第2回「かごしまおもいやりネットワーク事業」検討委員会が平成30年3月13日(火)に開催されました。

作業部会から第1回検討委員会における課題に対する検討結果が報告され、社協と協働した取り組みは不可欠であること、本県社会福祉法人の参加率が16%(87法人)を下回ると運営が非常に厳しくなるとのシュミレート結果が報告されました。

また、これまでの成果として、前回提出された「参加の手引き」に「相談及び支援の実際」、「事務処理」、「定款変更の手続き」が追加資料として加えられ、最終的な資料として提出された「参加の手引き(案)」について、作業部会から内容の説明の後、委員からの質疑がありました。また、事務センターの設置と組織・運営の在り方、運営委員会の設置とメンバー、相談員・コミュニティワーカー養成研修の内容、導入後のスケジュール等についてそれぞれの立場から忌憚のない意見が出されるなど、活発に協議がなされました。最後に、久木元会長からこの検討委員会のまとめとして、「実施の方法」、「参加法人への対応」、「今後間取り組み」について提言がなされて終了しました。なお、「参加の手引き」と参加申込書等については、4月中旬頃に各法人あて通知いたします。



～オールかごしまの社会福祉法人が地域を支えます～ かごしまおもいやりネットワーク事業

事業の趣旨・目的

少子高齢社会が進むなか、私たちが生活する地域においては、核家族化の進展や単身世帯の増加とともに、家族のつながりも希薄化してきており、家庭や地域の助け合い機能は縮小する傾向にあります。

こうした地域社会の変容からさまざまな生きづらさ、暮らしぶらさを抱える人々が増え、経済的困窮のみならず社会的孤立を背景として地域における生活課題、福祉課題は多様化、深刻化の様相を呈しています。

鹿児島県社会福祉法人経営者協議会は、このような地域課題に対して社会福祉法人が連携し、地域の福祉関係者の協働の取組として、さらには**社会福祉法人の責務として求められている「地域における公益的な取組」として**、かごしまおもいやりネットワーク事業を実施するものです。

参加による社会福祉法人のメリット

● 点の活動を面で支えることができます。

地域には制度の狭間の問題が点在しています。児童分野、高齢者関係、障害者関係など、各社会福祉法人施設にはそれぞれが持っている強みや専門性が異なります。これまで各社会福祉法人がそれぞれ点で行ってきた活動も、種別の異なる法人が連携・協力することで多様な強みを共有することができ、複合的な課題にも対応できる活動を展開することができます。

● 人材養成につながります。

社会福祉法人の職員がコミュニティソーシャルワーカーの養成研修を経て、地域の様々な課題に対応していくことを通して、地域課題解決のスキルアップや専門性の向上等、人材養成が図られます。

● 社会福祉法人の存在意義が高まります。

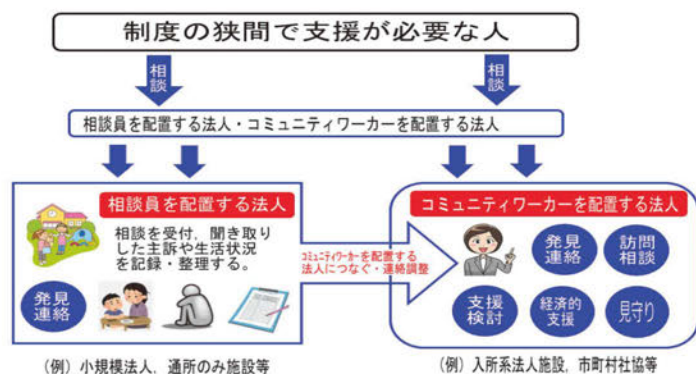
社会福祉法人の持つ「専門性」やさまざまな「ノウハウ」と長年にわたり培われてきた「ネットワーク」は宝です。社会福祉法人が持つ多くの強みを活かし、地域の関係者と協働し、地域課題に取り組むことを通して、社会福祉法人の地域における存在意義を示すことにつながります。

● 社会福祉法人社福法人への理解が広がります。

地域の生活課題や地域課題に積極的に関わる姿勢や行動が、他の事業主体には無い高い公益性と非営利性という特性を持つ社会福祉法人に対する国民の理解につながります。

社会福祉法人が参加しやすい事業として

この事業に参加される社会福祉法人は相談員（職員が兼務）を配置し、相談活動を行います。職員を施設外での支援活動に派遣するのは職員体制的に厳しい施設もあります。相談員のみを配置する社会福祉法人の場合は、コミュニティワーカーに相談内容をつなぎ、連絡調整を行うといった役割での参加という形もありますので、是非、ご参加下さい。



かごしまおもいやり基金の設置

社会福祉法人の拠出金（右表）により、かごしまおもいやりネットワーク基金を設置します。

この基金により、かごしまおもいやりネットワーク事業に係る地域のネットワークづくりや要援護者への物的な支援活動、地域の課題に向けた新たな取り組み、基金の管理運営も行います。皆さま、社会福祉法人のご協力をよろしくお願いいたします。

かごしまおもいやりネットワーク基金（参加法人年間拠出金）

拠出区分	年額(円)
前年度資金収支計算書における事業活動収入の額が1億円未満	20,000円
前年度資金収支計算書における事業活動収入の額が1億円以上2億円未満	30,000円
前年度資金収支計算書における事業活動収入の額が2億円以上5億円未満	60,000円
前年度資金収支計算書における事業活動収入の額が5億円以上10億円未満	100,000円
前年度資金収支計算書における事業活動収入の額が10億円以上15億円未満	200,000円
前年度資金収支計算書における事業活動収入の額が15億円以上	300,000円

かごしまおもいやりネットワーク事業のイメージ

かごしまおもいやりネットワーク事業は、鹿児島県社会福祉法人経営者協議会が県内の社会福祉法人や 県・市町村社会福祉協議会、民生委員児童委員等と連携・協働し、地域のニーズをキャッチしながら、福祉的課題や生活課題を抱える地域住民等を対象に、それぞれのネットワークを活かしつつ、社会福祉法人の持つ機能・資源を地域で活かす取り組みです。

◆複数法人連携事業「社会福祉法人の地域における公益的活動の取り組み」◆ 鹿児島県社会福祉法人経営者協議会

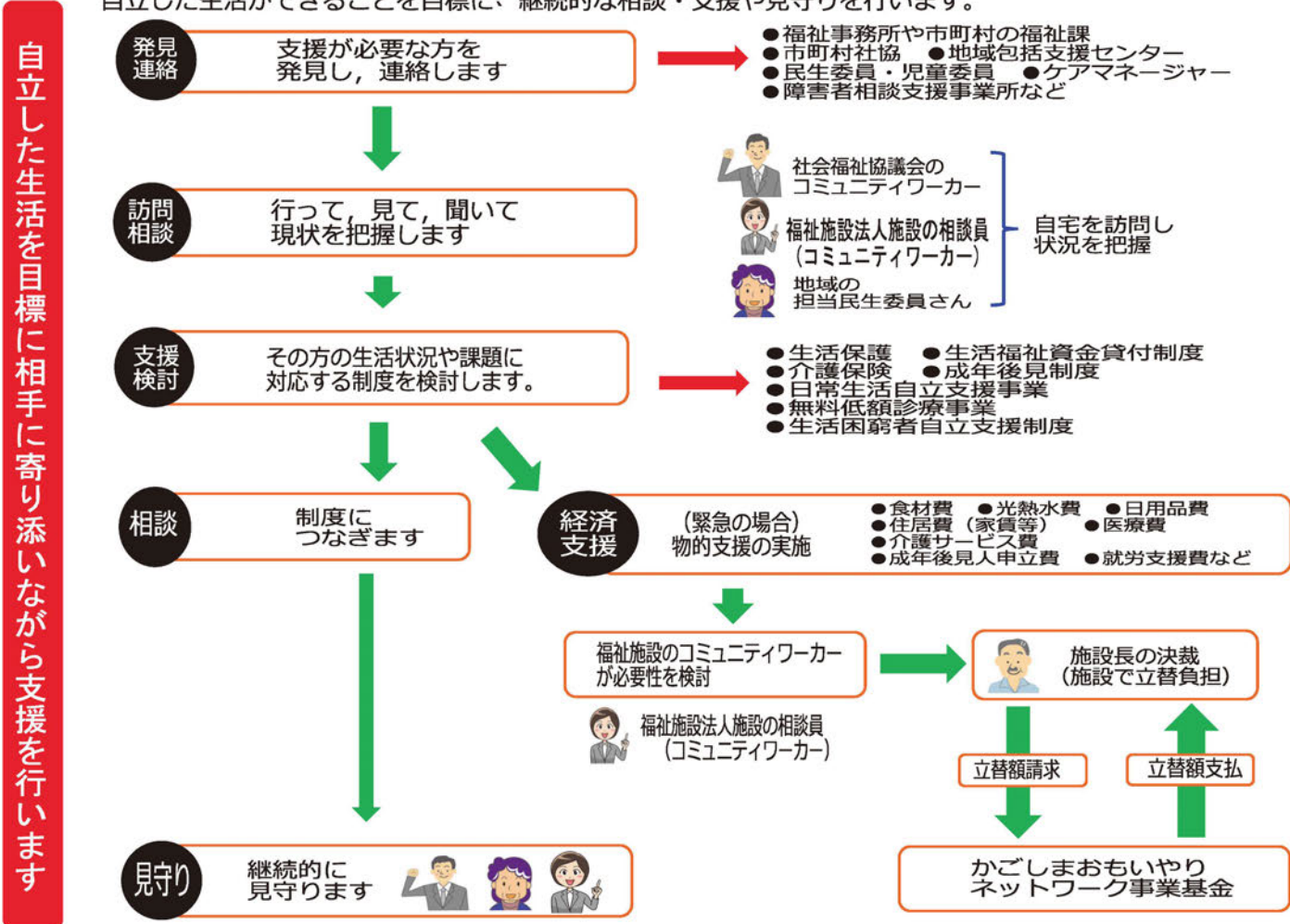
かごしまおもいやりネットワーク事業のイメージ

◆地域の各団体が連携し、生活困窮者の相談支援を行う仕組みづくりを提案（社会福祉法人の地域における公益的活動）



相談支援活動の流れ

下図のように、支援が必要な方の生活状況を把握するため直接話を伺います。そして生活保護や各種福祉サービス、社会保障制度の利用を地域の関係機関と連携して検討します。今、食べるものが無い等、緊急を要すると判断した場合は、食糧品など現物給付による経済的支援（最大10万円以内を限度）を検討します。自立した生活ができることを目標に、継続的な相談・支援や見守りを行います。



かごしまおもいやりネットワーク事業 (Q & A)

Q1

何故、社会福祉法人は地域における公益的な取り組みを行わなければならないのですか。

A

社会福祉法人は、他の事業体にはない公益性と非営利性を有していることから、補助金や税制面での優遇措置を受けています。社会福祉法人はこうした特性に相応しい事業主体であることを広く国民に提示していくためにも、地域の生活課題・福祉課題に積極的に対応している姿勢を示していかなければならないのです。

Q6

この事業は社会福祉法人にとって参加しやすいものですか。

A

職員体制が厳しい小規模法人等でもこの事業に参加しやすいように相談員を配置する法人とコミュニティワーカーを配置する社会福祉法人の2つの形態を設定しています。相談員を配置する社会福祉法人では相談内容をコミュニティワーカーにつないだり、連絡調整する役割を担います。

Q2

本来、行政が行うべき事業を法人が肩代わりをさせられているのではないのですか。

A

事業の目的は各種制度にあてはまらない制度の狭間にある課題や緊急性を要する問題に対して即効性のある支援をおこなうものです。実施に際しては福祉施設の専門職が地域の関係機関と連携をとって実施するものです。

Q7

経済的支援が多くなると基金の継続は難しくなるのではないのですか。

A

この事業は相談支援を基本としています。相手の状況に応じて適切な福祉の制度等に結びつけていく等の支援が中心です。他県での経済的支援は1割程度となっており、経済的支援はひとつの支援ツールであるという考え方です。

Q3

この事業と生活困窮者自立支援制度とは重複するのではないのですか。

A

生活困窮者自立支援制度は法律に基づく公的な事業です。私たちの事業は制度の隙間や制度の対象とはならない課題に対して制度につなげるまでの緊急的支援を行うなど、あくまでもボランティアでインフォーマルな取り組みですので重複するものではありません。

Q8

この事業に参加する社会福祉法人にとって、参加しない社会福祉法人にはないメリットはあるのですか。

A

この事業に参加される法人は、一般県民向けの広報やホームページなどで公表していくこととしています。また相談担当職員の皆さんを対象に福祉施策や事例検討等の研修を開催し、職員のスキルアップと事業を通して社会福祉法人の地域貢献力が高まります。

Q4

単なるばらまきになる恐れはありませんか。また際限なく給付しなければならなくなるのでは。

A

この事業の目的は相談支援であり、物的支援は他の制度の代替えではありません。物的支援の必要性は社協のコミュニティワーカーと福祉施設のコミュニティワーカーが専門的に係わりながら判断します。本人の自立に向けた支援が基本です。

Q9

お金や食糧がもらえるなどの情報が広がり、相談が殺到してしまうのではないのですか。

A

基金が適正に用途されるために現金給付ではなく現物給付を行います。経済的支援はコミュニティワーカーを配置される福祉施設の担当者が支援が必要な方と同行して必要な食糧品や物品の購入をします。購入に際しては職員が直接、業者に支払います。

Q5

相談・支援担当者を配置することに対して、法人としてのメリットはあるのですか。

A

相談支援を行う社会福祉法人の職員には、相談員研修会とコミュニティワーカー研修会を開催します。相談員研修会では制度・施策等の研修、コミュニティワーカー研修会では事例研修等を行います。社会福祉法人職員の課題解決能力の向上や、社会福祉法人の地域貢献など法人にとって様々なメリットがあります。

Q10

既に社会福祉法人で地域貢献を実施している。今回の複数法人連携による事業に参加した方が良いのですか。

A

今回の複数法人による地域における公益的な取り組みは、社会福祉法人施設と市町村社協が協働して県内全域で取り組むことを目指した地域貢献の活動です。自施設単独の地域貢献も含めて、当事業への参加をお願いします。

「豊かさ」を考え続ける



社会福祉法人 愛生会
事務局長 新 平 真 嗣

私たちの法人は昭和47年に「障害のある利用者の人間としての尊厳が守られ、一人ひとりが豊かな生活を実感し、充実した人生を自己実現できるよう確固たる倫理観を持ってその専門的支援を行う」ことを基本理念に創立されました。

45年間、社会情勢も大きく変化する中で本当の「豊かさ」とはどういうことなのか、「豊かさ」をサポートするためには、私たちだけが持つ専門性をどのように捉えて育ていけば良いのか、考え続けてきました。

創立当時の社会情勢は右肩上がりの高度経済成長が続き、物質的・経済的な豊かさを追求してきた時代でした。「一億総中流社会」という言葉からも分かるように、ほとんどの国民が、ある程度の衣食住には不自由することなく生活出来る世の中になっていきました。それと同時に、ゆとりを持って家族や友人らと共に過ごす時間や自分と向き合う時間を犠牲にしてきたと感じる人々も少なくありませんでした。

この近年では特に、内閣府の世論調査でも多くの割合で「物質的・経済的な豊かさよりもゆとりや心の豊かさを重視したい」という結果も出ています。

この45年間で障害福祉の分野においては、先人たちのご尽力による制度整備が進み、法人の財務基盤も充実してきたおかげで、住まいの場としての施設的环境も改善が図られてきました。障がい

を持たれる方々も福祉サービスをご利用するなかで、物質的・経済的な豊かさを実感しながら生活出来る環境に近づきつつあるのではないかと思います。そのような今だからこそ現場で携わる私たちは、ご利用者が「心の豊かさ」も同時に実感出来るか自ら問い続けなければなりません。

私たちはどんな時に「心の豊かさ」を感じているのでしょうか。家族や友人と過ごしている時、趣味をして過ごしている時、仕事を通じての達成感・・・思い描くのは人それぞれ異なる「自分らしい」時間ではないでしょうか。

障がいと共に生活する人たちのなかには自分自身をいろいろな局面で抑えざるをえなかったり、否定されたりする経験によって、「自分らしさ」を徐々に閉ざしていってしまう人もいます。

「自分らしさ」を持つということは、あるがままの自分自身を受け入れることだと思えます。

そのためには、家族や友人、地域・社会と繋がりを続けるなかで、自分が誰かに支えられるだけの存在ではなく、今あるがままの自分は誰かを支えている側の存在でもあるということに気づく経験が必要です。

私たちの専門性とは、ご利用者が他者との繋がりをもち続けるためにあり、その先に「心の豊かさ」を実感出来る生活があることを確信しています。

経営協に加入しましょう!!

私たち社会福祉法人が果たしている役割を広くアピールしながら、身近な社会福祉増進にさらに貢献できるよう、全国経営協に結集して会員の充実・強化に向けた政策提言を進めていきます。

・・・組織力を高めて「経営協」を大きな力にしていこう!・・・

加入申込は県経営協事務局まで TEL 099-257-9885



県社会福祉施設経営相談コーナー

県社会福祉施設経営相談コーナーでは、職員を配置し、文書、電話等により法人経営施設運営に関する相談を受け付けています。秘密は厳守され相談は無料ですのでお気軽に御利用ください。

- ◇専任指導員 1名
- ◇兼任指導員（公認会計士）1名
- ◇顧問弁護士（県経営協による委嘱。内容により弁護士会所定料金が必要になります。）

◎連絡先：TEL 099-257-9885 FAX 099-250-9358

◎担当：中島・藤井



第3回社会福祉法人会計研修終了報告

～社会福祉法人会計の基礎知識と決算事務について～

平成29年度第3回社会福祉法人会計研修を平成30年1月18日(木)に奄美市で、2月8日(木)に鹿児島市内のホテルにおいて開催し、2会場で237名の参加がありました。

今回は、改正法移行後の「新会計基準」に基づく会計処理について、会計事務の経験年数が比較的短い方を対象に、会計処理を中心とした会計全般についての講義と、決算に向けた手続き等の復習及び日頃講師に寄せられた質問事項について講義をしていただきました。また、会計実務を経て提出された質疑応答に対しても具体的に説明と助言をいたしました。会計研修終了後には、各施設の具体的な事案に対する個別相談を実施し、予想を上回る数の相談者と応談することができました。

今後とも、会計処理等の質疑につきましては、「経営相談コーナー」の活用をお願いいたします。



就任のごあいさつ

このたび、4月1日付けで県経営協事務局長を担当させていただくことになりました。

これまで会員の皆様が築いてこられた「社会福祉の発展に寄与」に向け、事業の育成強化や会員相互の研さん・交流などの取り組みについてお役にたてる事務局となれるよう微力ではありますが頑張っておりますので、御指導ご鞭撻よろしく願いたします。

県経営協 事務局長 中島 康夫

このたび、4月1日付けで「かごしまおもいやりネットワーク事業」事務センターで働くことになりました。今年度から実施いたしますこの「地域における公益的な取組」についてご理解いただき、参加法人の拡大とともに、この事業のスムーズな実施に向けてお役に立てるよう頑張っておりますので、ご指導ご鞭撻の程よろしく願いたします。

「かごしまおもいやりネットワーク事業」事務センター 事務長 上野 健二

事務局 便り

【これからの経営協の取組み(予定を含む)】

平成30年4月1日現在

月	日	行事名	場所	主な内容等
30年4	13	監事会	県社会福祉センター	定期監査
4	18	福祉施設経営指導連絡協議会	〃	事業実績・事業計画(会長・副会長)
4	18	第1回役員会	〃	総会提案議題等
5	14	定期総会(午前)	城山観光ホテル	29事業報告・決算 30事業計画・予算 他
5	14	第1回経営者セミナー(午後)	〃	地域共生社会、法人経営の在り方等